

鹿部 しかべ

No. 8

発行 茅部郡鹿部村
 村長 棟方健太郎
 編集企画室
 41. 11. 11.
 印刷所 三栄印刷所

★ 鹿部郵便局 ★

＝ 鹿部郵便局開局90周年を迎え近代的局舎に生れかわる ＝



今年7月初旬より札幌郵政局建築部の設計監理のもとに、函館市関組・鹿部村道南建築施工により新局舎の建築工事が進められ、去る10月7日竣工し、16日午前11時より各関係者をはじめ村内有志 130 名が参加し盛大に落成式が行なわれました。

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| ○鹿部郵便局新設……………1 | ○自衛官募集……………5 |
| ○個人事業税の納期内納税……………2 | ○家族表札を掲げよう……………6 |
| ○公給領収証を受けとろう……………2 | ○民事調停の
口頭受理を行ないます……………6 |
| ○定例村議会開催……………2 | ○危険物取扱主任者試験……………6 |
| ○べんりな振替納税……………3 | ○転出転入者は選挙人名簿の
登録証明書を提出しよう……………7 |
| ○村民体育祭開催……………3 | ○造って悪い酒……………7 |
| ○村内海水浴場適地募集中……………3 | ○秋の火災予防運動……………7 |
| ○北海道青少年憲章文募集……………4 | ○季節の食物……………8 |
| ○出来潤青年会結成……………4 | ○戸籍の窓口……………8 |
| ○郵便貯金をしましょう……………5 | |

村人口と世帯

(41. 11. 1. 現在)

男	2,421人
女	2,352人
計	4,773人
世帯数	931戸



個人事業税の

納期内納税

渡島支庁では、個人事業税第二期分の納期内納税をお願いしております。納期は十一月十五日から十一月三十日までとなっておりますのでお忘れなく納期限の十一月

三十日までに早目に納税されますようお知らせいたします。なお納税融資の制度もありますので、支庁又は税務出張所に相談して下さい。

公給領収証を 受けとろう

料理飲食等消費税は、料理店、カフェー飲食店旅館などで飲食や宿泊した際に、その料金に対して飲食などの場合は一人一回三千元以下は十%、三千元をこえるときは十五%、宿泊の場合は一率十%で課される道税です。なおこの税には免税制度があり、飲食店などの飲食は一人一回六百元まで、旅館の宿泊は一人一泊一千二百円までの料金に対しては税金がかからないほか、一千二百円をこえる場合でも一人一泊につき八百円の基礎控除があります。

この税は道が直接お客から徴収する方法によらないで料理店、カフ

エー、飲料店旅館などの経営者が道に代ってお客から料金と同時に受け取るしくみをとっておりますから、お客は店の経営者に対して料金と税金をいっしょに支払うこととなります。

そこで店の経営者は受け取った税金の額をはっきりさせるために、北海道が発行した用紙による公給の領収証をお客に渡さなければ

ならないことになっており、このような制度を公給領収証制度とっております。したがって公給領収証を受け取ることは、この税金が店の経営者を通じて北海道に完全に納められているしになるものですから、飲食や宿泊による料金を支払うときは必ず公給領収証を受け取るようにしてください。

第二回

定例村議会開かれる

第四回村議会は九月十二日、第二回定例会は九月二十九日にそれぞれ役場会議室で開かれ一般会計の補正、教育委員の任命が行なわれ、現委員が再選されました。

草地改良事業費

九、三〇〇千円

村教職員住宅改修費

一、二〇〇千円

一般会計は

一五七四八万となりました。

今度の補正の主なるものは、北海道電力KKからの

基礎電力KKからの

土地建物購入費

二、〇〇〇千円

狩猟の季節です

違反や事故のないように……

- 狩猟には免許が必要です
- 狩猟の鳥獣に制限があります
- 鳥獣保護区、休猟区では、狩猟はできません



第五回

村民体育祭開かる

第五回村民体育祭は九月二十三日鹿部中学校を会場として行なわれ終日楽しくすごしました。

当日は小学校児童一三〇人による鼓笛とバトンガールを先頭に入場し、午後は婦人会の方々による盛大な仮装行列があり老若男女二千人が参加して楽しい一日でした。尚来年も是非やってほしいとの意見が強くありますので年中行事として実施してゆき度いと思っております。



村内海水浴場開設適地を

さがしています



- 村では、村内外の要望により海水浴場の開設を心がけておりますが開設場所については、広く村民の皆様から推せんして頂き、最良の場所に開設したいと考えております。
- 皆様からの推せんをお待ちしておりますので、次の項目に適した場所を推せんしてください。開設選定場所推せん者には薄謝を差し上げます（但し多数の場合は抽せんします）。
- ◆ 区域中の川よりトドメキ川までの区域内
 - ◆ 遠浅で海水がきれいな場所
 - ◆ 潮の流れがおだやかな場所

べんりな

振替納税

銀行・信用金庫・農協や漁協などの預金口座から、振替によって国税を納付する方法です。

納期のつど銀行、郵便局まで出向かないで、家に居ながらにして期限内に納税ができる制度です。

方法は、預金している銀行などの「預金口座振替依頼書」を出し、税務署に「納付依頼書」を出しますと、銀行などでは、税務署からの納付書によって、税金相当額を口座から引出して納税してくれる

訳です。

一度の手続きで、その後は自動的に納税ができ非常に便利な方法と云えましょう。

ただ、納期が近づいて来ましたが、銀行などの預金額を確認していただきませんと、税金額より預金額が少ないのではせっかくの手続もなんにもなりません。

納期前のついでのときに預金をしておく事も考えておかなければなりません。

一、制定の趣旨

過去数年にわたり、各市町村に、青少年の生活信条を作ろうという声が盛り上がり、その制定と、これが実践に努力

北海道青少年憲章の制定

憲章文募集

鹿部村青少年問題協議会

をして成果をあげているところが見られるようになりまし
た。
青少年の生活信条は、文章化されただけでは意味がなく、青年、村民のみずからの叫びをみずからの手で、生活の中に生かしてゆくこそ真の生活信条と言えらると思ひます
こうした気運が盛り上りつ

二、制定の手順

つある折から開道百年祭を控え、豊かな人間性を培い、生気あふれる郷土建設の担い手として、先人のたくましい開拓者精神をよみがえらせ、期待される青少年として、自らを鍛え、若い力と総意を結集した「北海道青少年憲章」を制定しようとし、公募することになったものです。

北海道青少年憲章の制定については、昭和四十年岩見沢市民会館において開催された第四回北海道青少年大会において制定の意義を一層深め、盛りあがりを見ましたのであります。
その後直ちに制定委員会を構成し、審議を続けており、このたび制定の趣旨のとおり、全道青少年の総意を結集しようとして次のとおり公募することになりました。

なお成文発表は、全道から

応募された原案に基づいて、制定委員会で審議し、昭和四十一年度第五回北海道青少年大会において行なわれます。

三、憲章作成上の留意事項
みずから考え、それを自発的に守り、日常生活の規範となるもの。

2、豊かな人間性を培うもの。
3、青少年の情熱やエネルギーを

伸ばすもの。

4、自主的で、不屈、不とうの信念をもったもの。

5、郷土愛、祖国愛、公正な民族愛をもったもの。

6、北海道開発に挺身するもの。

7、世界に目をむける要素をもったもの。

四、憲章の形式
1、おおむね五〜六行程度の簡条書とし、文章の長さは、特に制限しません。

2、各行毎に、文案作成の理由を補記して下さい。

3、文章は、当用漢字、現代かなづかいを使ってください。

五、応募の資格
北海道に居住する個人またはグループであればよいのです

五、応募の方法
1、ひとり一作だけ

2、文字は横書、青または黒インク（ボールペンは除く）。

七、募集の締切
昭和四十一年十一月三十日

当日郵便消印有効

◎ 提出希望の方には、記入用紙を差しあげますので、当方にお申し出願います。

なお、次に参考例をあげておきます。

(一) 広尾町
こういう青少年になりましたよう

1、意志が強く、たくましい人。

2、生活を豊かにし、社会に貢献できる人。

3、正しく物を見る。正しく判断のできる人。

4、公徳心が強く、公共物を大事にする人。

5、人間を大事にする人。

6、健康と安全に心がける人。

7、きまりを守り、責任のもてる人。

(二) 釧路青年憲章
わたしたちは、親潮が磯を

きざみ、阿寒の霊峰を望む釧路地方の次代をになう青年です。開けゆく釧路に、豊かに
明るい生活を築くために、こ

の憲章を決めます。

1、日の丸を掲げ、日本人であることを誇りとします。

1、北海道の歴史を学び、開拓の精神を受けつこう。

1、町の歌を唱い、郷土とともに生きよう。

1、同胞をいっくしみ、明るい家庭をつくろう。

1、友と共に学び、豊かな生活を築こう。

出来潤青年会

結成される

出来潤青年会が去る八月二十二日開会式をあげ、各地区の青年団体の仲間入りをして、出来潤地区の青少年活動に入ることになりました。

会長 佐藤 松美

副会長 高橋 長一

書記兼 政坂 常治

会計 横山 節子

事業部長 中島 広

会員は 男子十四人 女子四人

計 十八人



住みよい郷土をつくる 郵便貯金をしましょう

ゆたかな家庭をつくり、明るい社会をきづくためには貯蓄の増強がきわめて重要であります。
この郵便貯金は、国の財政投融資の一環として運用され、国民生活の向上に関係の深い住宅の建設、生活環境施設の整備、農林漁業および中小企業の近代化、文教

施設の拡充、輸出の振興、道路港湾鉄道の建設等、社会資本の充実にたいへん役立っています。
こうした情勢により、郵政省では関係機関と提携して「住みよい郷土をつくる郵便貯金奨励運動」を行なっております。それぞれの計画にあわせて、ご利用下さい。

◆ 郵便貯金のいろいろ ◆

郵便貯金には次の四種類があり、それぞれが違った特長をもっています。あなたの「ご計画にあわせて、ご利用ください」

通常貯金

十円以上なら、お幾らでもいつでも自由に出し入れできます。……預けるといふより、あなたの財布がわりにご利用ください。

■利率 年三分六厘 (この種の貯金としては最高の利子です)

一年定期

「一年間は払いもしない」お約束の貯金です。比較的短い期間の利殖に最適です。

■利率 年五分

定額貯金

まとまったお金を有利にふやすには、これがいちばんです。六カ月たてば通常貯金をしているのと同じで、いつでも払いもどせて、定期ものとして高い利子がつきます。十年間はお書きかえの手数がいらぬのもその特長です。

■利率 年五分五厘(四分二厘) (半年複利ですから実質利回りはもっと高くなります)

元金十万円のととき、経過年数別の受取金額

経過年数	受取金額(元利金)	元金に対する利息の割合
二年	一一一、四六二円	一割一五
三年	一一七、六七六円	一割七
五年	一三一、一六五円	三割二
七年	一四六、一九九円	四割六二
十年	一七二、〇四二円	七割二〇

積立貯金

毎月きまった掛金を二年間積み立てる貯金です。お宅やお勤め先へ、郵便局から集金にうかがいますから、お忙しいお奥さまやお勤めの方々から「居ながらできる便利な貯金」とたいへんご好評をいただいています。

■利率 年四分八毛 (この種の貯金としては最高の利子です)

毎月の貯金額と二年後の受取金額

毎月の貯金額	二年後の受取金額	受取金のうちの利息
一、〇〇〇円	一一五、〇三〇円	一、〇三〇円
三、〇〇〇円	三三〇、〇九一円	三、〇九一円
八、〇〇〇円	八二四、二四五円	八、二四五円
二〇、〇〇〇円	二〇〇、六一六円	二〇、六一六円

※ 団体で貯金をする場合、便利な団体取扱の方法があります。くわしいことは郵便局にお尋ねください。

自衛官 二等陸海士 募集

昭和41年度第3次二等陸海空士の募集中です。
希望者は役場総務課へ御相談下さい。

記

募集期間 41年9月1日より
41年11月30日まで

各 家 庭 へ

家族表札を掲げましょう

皆さんの家の表札の中には古くなって判読のむずかしいものや、全然表札を掲げておられない家があります。

このため、家族あての郵便物も時には同姓の他の家へ間違ったりしてとんだご迷惑をおかけすることがあります。

この意味から郵政省では報道機関等を通じ「全戸表札掲出運動」の実現を呼びかけておりますので

、当村としても役場よりの通知書はもとより、郵便物、電報配達、訪問者等のため、日常生活に有益をする家族表札をこの機会に掲げられますよう御協力願います。

これについての御相談は村役場総務課、又は郵便局へおいで下さい。

1、価 額 一三〇円

(住所、世帯主、家族名をふで字で書上げ止め釘つき)

茅部郡鹿部村字鹿部一七〇番				世帯主
15 番 8 号				山 田
花 代	秀 雄	奈 津 子	太 郎	△ 郎
				茂 和

十月一日から函館地方裁判所管内の各裁判所では、口頭による調停の申立を受け付けております。調停制度は、手続が簡易迅速で費用も少なく、円満、適正な解決が図られるため多く利用されてきました。しかし、近年、年毎に交

民 事 調 停 の 口頭受理を行ないます

森 簡 易 裁 判 所

通事故による被害が増加しているのにくらべて、その損害賠償について、調停、訴訟を利用するものが僅少であるように、まだ国民生活に十分浸透されているとは思われません。

これは、他の金銭貸借、土地家屋の紛争についても同様です。そこで、まず申し立の段階で、

これまでのような申立人が自ら申立書の作成をする等の繁雑さを避け、誰でもが容易に利用できるようにと、積極的に口頭受理の取り扱いをすることにしたのです。利用を希望する方は、近くの簡易裁判所に申し込めばよく、そのとき証拠となる書類があったら持参すると便利です。裁判所では、国民の権利を守るためにも、広く利用を希望してまいります。

第二回

昭和四十一年度

北海道危険物

取扱主任者試験の実施

昭和四十一年度第二回北海道危険物取扱主任者試験が次のとおり実施されますので、希望の方は役場総務課へおいで下さい。

1 試験の種類

甲種及び乙種第四類の危険物取扱主任者試験。

2 受験の資格

(ア) 学校教育法による大学若しくは短期大学において化学に関する学科又は課程を卒業した者で六ヶ月以上の実務経験者

(イ) 乙種免許を受けた後二年

以上の実務経験を有する者

(ウ) 知事が(ア)と同等以上の学力を有すると認めた者で六ヶ月以上の実務経験者

(エ) 第四類の乙種危険物取扱主任者試験を受験できる者

3 試験の日時

は六ヶ月以上第四類危険物取扱の実務経験を有する者
昭和四十一年十一月二十七日(日曜日)午前十時三十分から

転出・転入者は選挙人名簿の

登録証明書を提出しましょう

公職選挙法の改正により、永久選挙人名簿となりましたが、この改正により、以前あった補充選挙人名簿制度が廃止されました。今後は毎年三月と九月の二回において登録します。

満二十才になった人、新たに鹿部に住所を移した人は、必ず選挙管理委員会に登録証明書を提出いたします。

登録証明書は役場内の選挙管理委員会で用意しております。

これがなければ、名簿へ登録されませんので、転出の際には忘れず申し出てください。又、鹿部へ入った人は必ず証明書を提出しましょう。

公害の苦情相談を

行ないます

四十一年十月一日から、公害による苦情相談を行ないます。

ばい煙、粉じん、ガス、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、その他等公害による苦情相談を受けますので、役場総務課へ御相談下さい。

造って悪い酒

「残りごはんがもったいない、使い残しのこうじがあるから甘酒でも造って……」

米とこうじに水またはぬるま湯を加えて常温に放置しておきますと、常識通り「はっこう」して甘酒ならぬ「どぶろく」になります。百科辞典を見ますと、甘酒の製法は、温度の調整、原料の配合がめんどろくです。

いづれの機会にお話することとしますが、十年ひとむかし、近年また「どぶろく」「どぶろく類似甘酒」の製造が見られます。

これは法律で堅く禁止されています。

ただ家庭内で「だんらんて飲む」ために造る「うめ酒」「みかん酒」「いちご酒」などは良いのですが、ぶどうやりんごなどで造りますと法律によって処分されることになっています。

秋の火災予防運動

火災からいのちを守ろう



火事で死ぬ人がふえています 大事の前に小さい注意を

ことしも又ストーブ等の暖房器具を使用する時期になりました。火災発生の原因は、火の不しまつや、不注意によるものです。最近における火災の状況は、火災の発生件数は少なくなっておりますが、反面死傷者をとまなう火災も少なくありません。

いても、この運動に御協力下さい。

▲ 火災による人命損傷の防止
各家庭において避難口などをきめること。

▲ 暖房器具等による火災の防止
ストーブなどの正しい取付け、

災は全国的に多発しております。

十月十五日から十一月三十日まで

の間を「秋の火災予防運動期間」と定め、火災を起さぬ運動を行

ないます。次のとおり重点目標を

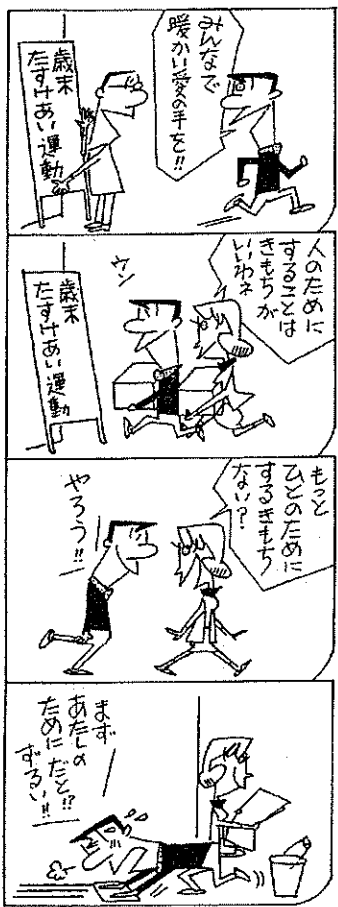
定めておりますので、各家庭にお

取扱いや、消火などの方法を話し合い、実行して下さい。

▲ 防火管理者制度の再認識

学校、旅館、公衆浴場、各事業所等の防火管理者は火気について指導して下さい。

北のギン一家 工藤恒美



季節の食物

献立 石黒清子

◎ 椎茸の挽肉揚げ

材料(4人分)	
生椎茸	中12~16個
挽肉	300g
卵	2ヶ
生姜汁	小さじ1
酒	小さじ1
塩	小さじ1/2
澱粉	小さじ2
酒	小さじ2
塩	小さじ2
澱粉	小さじ1/2
カンプ	1/2

作り方

- ①生椎茸は軸を切り取って、表から指ではじいてはこりを出し、ふきんできれいにふき取っておきます。
- ②挽肉に卵黄一ヶ分と(A)調味料を入れ混ぜ合わせます。
- ③①のうららに小麦粉少々ふって、
- ④揚げ油を一七〇度くらいに熱し

戸籍の窓口

おめでとございます

八月一日より十月十五日現在の届出

氏名

野田 和信
天満有希子
村田由里子
村林 葉子
佐藤 直江
渡辺 千夏
吉田 順子
松川 昌信
木村 明美
野口 秀樹
中村 博喜
松川美代子
榎谷志津江

父又は母

勝治
義和
幸夫
悦雄
喜久雄
行男
定勝
雄一
勝四郎
一志

八月一日より十月十五日現在の届出

氏名

高橋 信行
村林 勇
玉田 たま
盛田ゆき江
小田 律
佐藤 正造
天満 広司
長谷川 博
古村 鶴松
小西房次郎
川口 やま
桂田富太郎

住所

茂之
豊
弘子
英三
進

八月 中
九月 中
十月 中(十五日現在)

婚 姻 組
婚 姻 組
婚 姻 組

“たばこは村内で買ひましよう”
村内で買うと村へたばこ消費税として専売公社より税金が直接納入されます